

西脇市立西脇南中学校 いじめ防止基本方針

1 学校の方針

- (1) 教育目標 「豊かな心を育み たくましく生きる南中生の育成」
～夢や目標の実現に向かって努力を続ける生徒の育成～
- (2) めざす学校像 (1) あいさつが響き「ありがとう」があふれる学校
(2) 創造力あふれる活力に満ちた学校
(3) 家庭・地域と連携し信頼される学校
- (3) めざす生徒像 ①課題に向かって主体的に取り組み、表現する生徒（知育）
②自律し思いやりと感謝の心を持つ生徒（徳育）
③夢や目標を持ち最後までやり抜く心身ともにたくましい生徒（体育）

2 基本的な考え方

生徒指導目標を「生活を通して、自ら考え、動き、認め合える生徒の育成」とし、めざす生徒像の「知育、徳育、体育」に近づくため、重点的に以下の取組を行う。

- (1) 道徳教育や特別支援教育を軸に研究をさらに推進するとともに、生徒とふれあい、会話を通して（生徒理解・信頼・ソーシャルスキル）それぞれの生活の送り方を考えていく。それに基づいて生徒指導をすすめていくことで規律ある学校生活をつくり上げる。
- (2) 「凡事徹底 + 1 自分で考える」あたりまえのことを、あたりまえに、徹底的に行えるように日々の生活を送る。また、自分で考え、判断し、自分の行動に責任を持つ生徒の育成を目指す。
- (3) 「報告、連絡、相談、調整、理解」を徹底し、早期発見・早期対応並びに教育相談の充実を図り、問題行動の発生を未然に防止し、教師の教師力の向上をめざす。
- (4) 生活アンケート（記名方式による生徒へのアンケート）を実施する。気になる生徒には個別懇談を行い、いじめの実態を把握し、教師の共通理解を図りながら問題解決への対応を図る。また、hyper-QU 調査を実施し、学級集団を診断する基礎資料として活用するとともに、生徒の個別指導にも生かしたい。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織対応を別に定める。

別紙4 組織対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。本校の場合では、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの下、学校が主体となって、いじめ対策委員会に弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えた組織で調査し、事態の解決を図る。なお、事案によっては、市が設置する重大事態のための組織と協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように努める。